

意外と知られていない!?

住宅用火災警報器の正しい設置場所!

火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものです。特に就寝中は火災に気付くのが遅れてしまいます。そこで、岐阜市では住宅用火災警報器の設置を条例で定めています。

設置が義務付けられている場所は主に...

- ① 寝室
- ② 階段です (寝室が2階以上にあるとき)

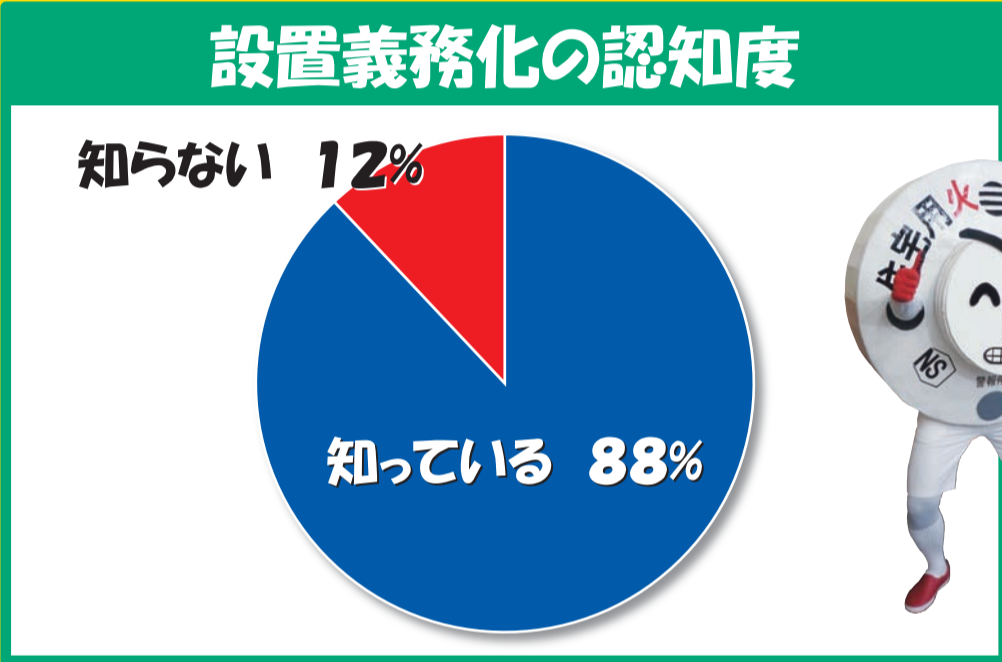
みなさん!
正しい場所に設置
していますか?

岐阜市消防本部
オリジナルキャラクター
住警器くん
じゅうけいき

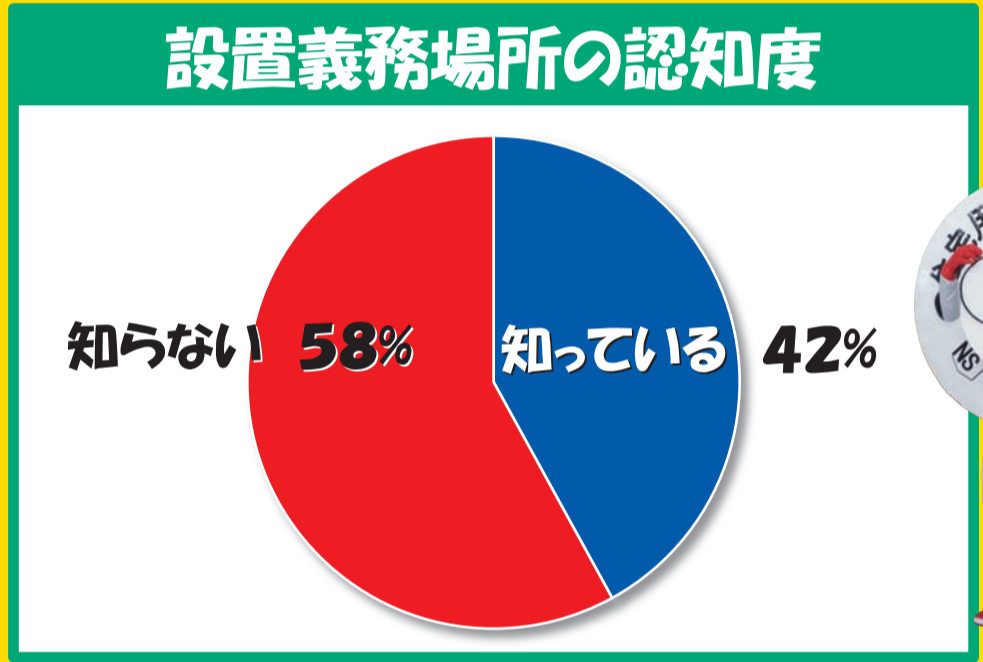


<郵送アンケートによる設置状況調査結果>

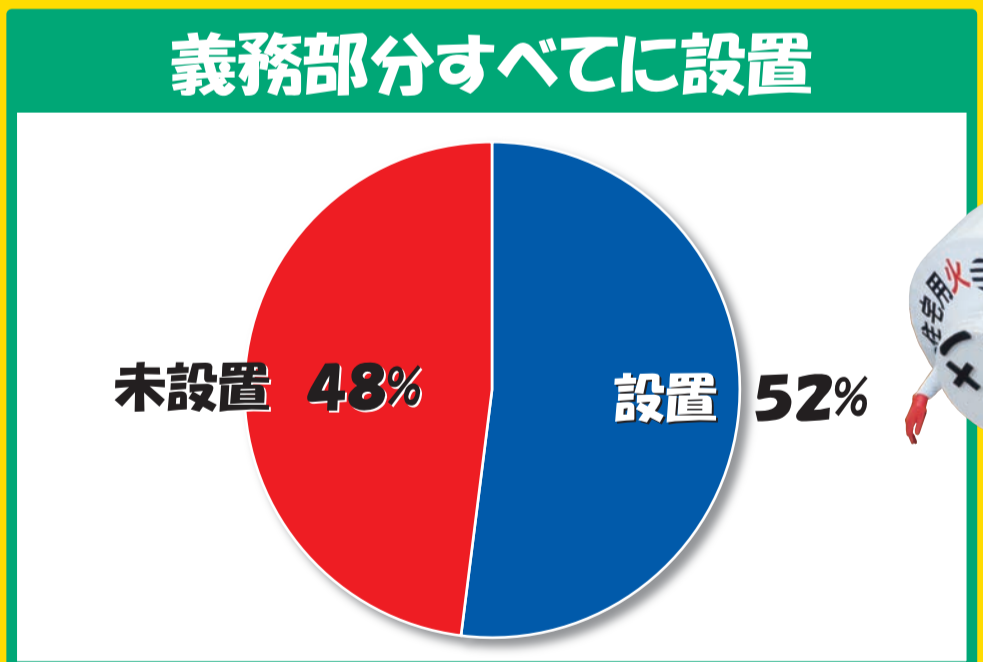
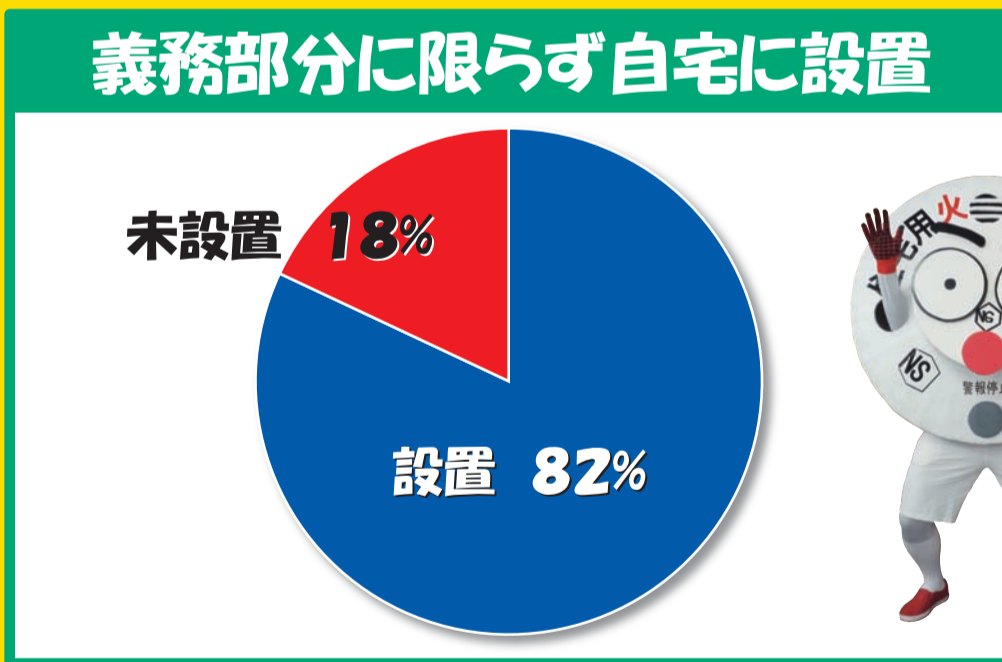
Q1 自宅に住宅用火災警報器を設置することが義務であることを知っていますか?



Q2 義務設置部分は、寝室、階段であることを知っていますか?



Q3 自宅に住宅用火災警報器を設置していますか?



- ・調査の結果、住宅用火災警報器の設置が義務であること知っている人は約9割でしたが、義務場所を知っている人は約4割しかいませんでした。
- ・約8割の住宅には住宅用火災警報器が設置されています。しかし、義務部分すべてに住宅用火災警報器を設置している住宅は約5割しかありません。

※平成26年度 岐阜市消防本部管内郵送による設置状況調査データより

大切な命を守るため

住宅用火災警報器は義務部分へ設置しましょう!

岐阜市消防本部